



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

ただ今、「合同滞納
整理強化月間」です！

町税の納め忘れは
ございませんか？

町、県および和歌山地方税回収機構では11・12月を合同の「滞納整理強化月間」として、滞納税額縮減のため、差押えを行うなど協調して滞納整理に取り組めます。

まだ納付されていない方は、金融機関または税務課で早急に納付してください。

何らかの事情により納付できない方は、未納のまま放置せず、税務課へ是非ご相談ください。

【夜間納税相談窓口の開設】

次のとおり夜間の納税相談窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時 令和元年12月19日(木)
20日(金)
午後8時まで
場所 役場別館1階 税務課

町税は納付期限内に 納付しましょう

町税は自主的に納期限内に納付することが原則です。

納期限までに町税を納付しない場合は督促状が送付されます。督促状を発した日から10日を経過した日までにこの町税にかかる徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。徴収金とは、本税に、延滞金、督促手数料などを合わせたものです。

【納期限を過ぎても

納付がない場合】

納期限までに納付された方との公平性を保つため、次のとおり滞納処分の手続きを行うこととなります。

①督促状の送付

②電話や文書、直接訪問などによる納税の催告

③財産調査を実施

④預金、給与、不動産等の財産の差押え

⑤差押えた財産の公売・換価

【和歌山地方税回収機構とは】

機構は、滞納となった税金を回収するため、滞納者宅の捜索、不動産・預金・売掛金等の差押え・差押え財産の公売などの法的処分を行う組織です。本町でも毎年、滞納事案の引き継ぎを行っており、今後も税負担の公平性確保のため、積極的に活用していきます。

中学生 税の標語

日高地方租税教育推進協議会(大寺隆秀会長)が、町内中学生から募集していた令和元年度「税に関する中学生の標語」に215人の応募がありました。

その中から、次の3点が優秀作品に選ばれ、同協議会より表彰されました。なお、受賞作品は、御坊税務署および役場玄関口に1年間掲出されます。

【受賞作品】

○「納めよう 税は暮らしの 立役者」

日高中3年 湯川亨輔

○「税金を 納めて明るく 町づくり」

日高中3年 嶋田雅樹

○「税金で 豊かな暮らし いつまでも」

日高中2年 小川心温

建築物の新築。 増改築または取壊 しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課ま

太陽光発電設備を 設置される場合

太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産(固定資産)として町への申告が必要な場合があります。

下表で「課税の対象」に該当する場合は、令和2年1月31日(金)までに償却資産の申告をしていただく必要があります。

対象となる方には、12月末頃に申告案内を送付させていただきます。

設置者	設備の発電規模	
	10kw以上	10kw未満
個人(住宅)	発電量の全量売電または余剰を事業用資産として課税の対象となります。	事業用資産とならないため、償却資産の対象外となります。
個人(事業用)	事業用資産となるため、売電の有無にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人		

※一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され、税負担が軽減される場合があります。

すので、事前にご連絡をお願いします。

でご連絡ください。
また、建物を取り壊した場合には、滅失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、滅失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。

消費税増税でどう変わるの? 軽減税率制度による消費税の申告

事業者向け消費税の軽減税率制度説明会を開催します。

自身の事業所は関係ないと思われる方、制度が導入された今年度の消費税申告書を作成するに当たり不安な方、是非ご参加ください。

○場所：日高町中央公民館2階大会議室(日高郡日高町高家629番地)

○日時：12月18日(水) 午後2時～午後3時

【お問い合わせ】御坊税務署 法人課 税部門 ☎22・1062



2019年度 各種講習日程表(12月～3月)

講習	日時	受講料	受付開始予定
足場の組み立て等作業主任者	1月21日(火) ～1月22日(水)	¥10,480	12月23日(月)～
地山の掘削及び 土止め支保工作業主任者	2月4日(火) ～2月6日(木)	¥18,020	1月6日(月)～
施設管理者等のための 足場点検実務者研修	3月3日(火)～	¥7,070	2月3日(月)～



【場所】

和歌山県建設会館3F会議室

※定員になり次第締め切ります。また、申込者が少数の場合は、講習会を取りやめさせていただく場合があります。

【お問い合わせ】

建設業労働災害防止協会 和歌山県支部

☎073・436・1327

FAX 073・426・3987